

お勤めのみなさん!

個人住民税は、もう8割をこえる方が

給与かららくらく納税

納め忘れも
なくなって
安心ね!

銀行や市町村窓口
に納めに
行かなくても
いいんだ!

個人住民税は、平成29年度から、原則として給与からの差引きによる納税（特別徴収）になっています。給与所得がある方で、ご自身で納税（普通徴収）されている方は、お勤め先の給与担当者にご確認ください。

- ※ 既に給与から個人住民税が特別徴収されている方は、これまでの取扱いに変更ありません。
- ※ 給与が少なく税額を差し引くことができない方、給与の支給が不定期的な方など、特別徴収の対象者とならない場合があります。

詳しくは、県内各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

県内市町村の個人住民税担当課や制度の詳細については、[富山県税務課のホームページ](#)でもご覧いただけます。

富山県 特別徴収

検索

お勤めの方の 個人住民税特別徴収

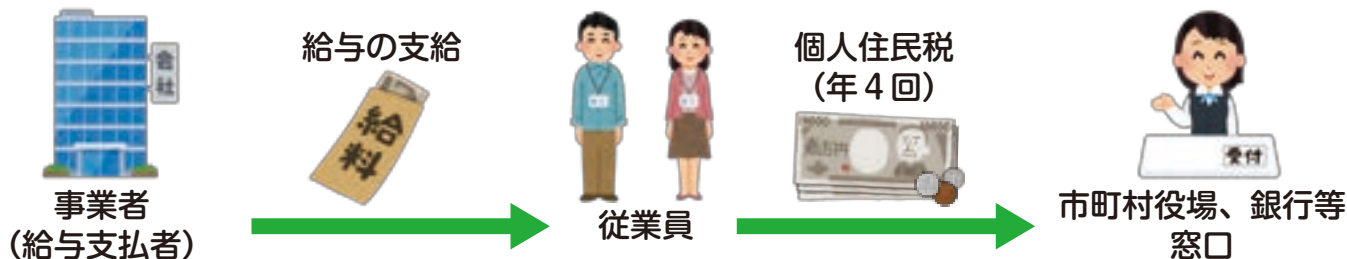


Q1 特別徴収とは何ですか？

A1 事業者（給与支払者）が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わり市町村に納入する制度です。
現在、特別徴収されていない方は、お勤め先の給与担当者にご確認ください。

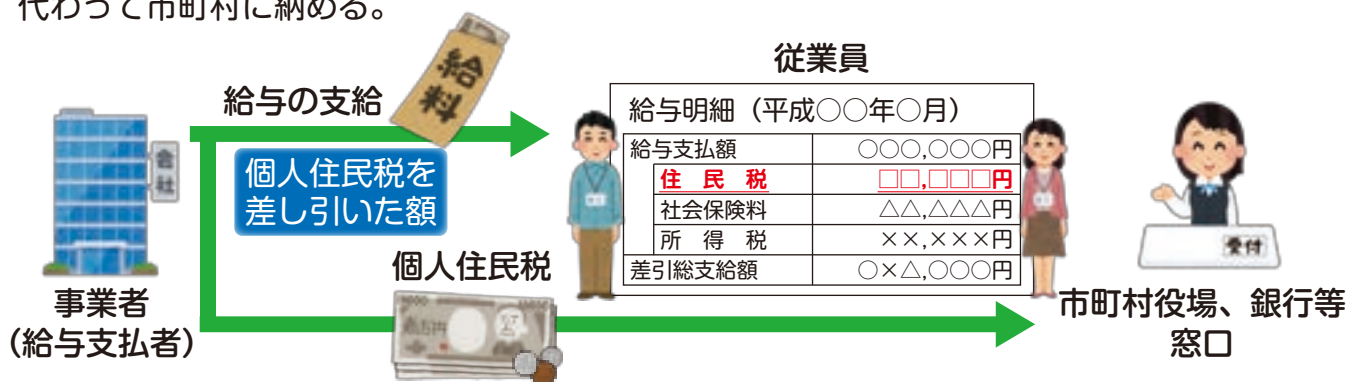
普通徴収の場合

従業員自らが、年4回（6月、8月、10月、1月）に分けて、個人住民税を市町村に納める。



特別徴収の場合

事業者が、従業員の6月から翌年5月までの各月の給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納める。



Q2 特別徴収にするとどんなメリットがありますか？

A2 普通徴収と比べ、①銀行や市町村窓口に出向く必要がなくなります。②年4回の納税が年12回に分割されるため、1回あたりの負担が少なくて済みます。

<例>年間税額が24万円の場合、

ご自身で納税する場合

年4回のため、1回あたりの納税額が6万円

毎月給与から差し引く場合

年12回となり、1回あたりの納税額が2万円

Q3 パートやアルバイト、事業専従者も特別徴収の対象になりますか？

A3 パート、アルバイト、事業専従者も、毎月給与を受けている方は対象となります。ただし、給与が少なく税額を差し引けない方、給与の支給が不定期の方など、対象とならない場合があります。